

# **小田原市博物館基本構想**

平成 29 年 1 月

**小田原市教育委員会**

## 【 目 次 】

### 策定にあたって

1 博物館構想の背景	1
(1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館	
(2) 既存施設間の機能分担と連携	
(3) 活用を待つ豊かな地域資源	
2 基本的な考え方と目指す姿	2
－小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－	
(1) 小田原の歴史をたどる	
(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える	
(3) 市民とともに活動する	
(4) まちをまるごと博物館にする	
3 新しい博物館の方向性	4
(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館	
(2) 誰でも使いやすい博物館	
(3) 市民と育てる博物館	
(4) 学校教育と連携した博物館	
(5) 災害に強い安全な博物館	
(6) 情報を集約し発信する博物館	
(7) 連携の中核となる博物館	
4 新しい博物館の活動	6
(1) 学びを支える・分かち合う　－教育・普及－	
(2) みせる・知らせる　－展示・情報発信－	
(3) 調べる・明らかにする　－調査・研究－	
(4) 集める・守り伝える　－収集・保存－	
5 新しい博物館の施設設備・立地	7
(1) 望ましい施設設備	
(2) 望ましい立地	
6 新しい博物館の運営	8
(1) 管理運営の基本方針	
(2) 運営主体	
7 新しい博物館の組織	8
(1) 職員の体制	
(2) 博物館協議会の設置	

### 参考資料

『小田原市博物館基本構想（答申）』

## 策定にあたって

小田原市（以下「本市」という。）における博物館施設は、以下に述べる「1博物館構想の背景」に示すとおり、様々な課題を抱えている。これら諸課題に対応するため、平成23年度から34年度までを計画期間とする総合計画『おだわらTRYプラン』前期基本計画・第2次実施計画において「重要資料展示施設の検討」を位置付けた。また、平成24年3月に本市の文化振興の方向性を示す指針として策定した『小田原市文化振興ビジョン』において、博物館施設を「文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在」とし、「常に情報や施設、設備を更新し、高い水準を保つ」取組を進めるなどを掲げた。

これらを受け、平成25年9月に小田原市博物館構想庁内検討委員会を設置。平成6年度の『小田原市博物館基本構想提言書』の内容を継承しつつ、今日的な課題を整理し、新たな基本構想の策定に向けた準備に着手した。

その後、平成26年8月に小田原市教育委員会の附属機関として小田原市博物館構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、「本市にふさわしい博物館のあり方」の指針となる『小田原市博物館基本構想』について諮詢した結果、平成28年7月に答申を受けた。

小田原市教育委員会では、策定委員会からの答申の内容を踏まえ、『小田原市博物館基本構想』を策定した。

今後は、本構想を指針として、本市の現状に則して博物館の整備を進める。

## 1 博物館構想の背景

### （1）老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館

小田原市郷土文化館（以下「郷土文化館」という。）は、市民が研究のために自ら収集した資料を持ち寄るなど、市民の強い要望と活動によって昭和30年に設立され、本市の文化活動の拠点としての役割を果たすことが期待されてきた。

しかし、設立当初から現在まで、学校など異なる目的で建設された既存建物の転用によって運営されており、施設の制約などから展示や教育・普及、収蔵機能などについて、必ずしも十分な機能を果たすことができていない。

国指定史跡内にある現在の建物は、昭和20年の建築で老朽化が著しく、昭和57年4月に策定された『史跡小田原城跡整備の理念と方針』及びこれに基づく『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』では、現在地から移転すべき施設とされている。

これらのことから、郷土文化館の機能を発展的に継承した新しい博物館を整

備し、郷土文化館の移転問題の解消を図り、市民の期待に応えていく必要がある。

### （2）既存施設間の機能分担と連携

本市には、郷土文化館のほかにも、小田原市郷土文化館分館松永記念館、小田原市尊徳記念館、小田原城天守閣、小田原文学館などの博物館的な機能を持った施設（以下「既存施設」という。）が複数存在し、各々が収蔵資料（以下「博物館資料」という。）を有している。郷土文化館の発展的継承に伴い、これらの既存施設についても、本市の博物館活動全体を振興するための視点でその役割や活動を見直して、博物館資料の利用や情報の交換、職員の協力体制の構築など相互の連携、施設の特色を生かした分担などを図る必要がある。

また、展示機能を持たないが、市史編さん資料や出土品、公文書など、小田原にとって重要である歴史的な資料を管理する、小田原市立図書館、文化財課所管の収蔵庫、小田原市役所本庁舎内集中書庫など関係する施設もあり、こうした施設や部署とも所蔵する資料を活用できるように連携を図る必要がある。

### （3）活用を待つ豊かな地域資源

本市には、史跡や歴史的建造物、祭事やなりわいなど施設内に収めることができない有形無形の文化財（以下「地域資源」という。）が豊富に存在し、その多くは小田原城址公園周辺に集中している。史跡などの一部は整備され、現地での保存・活用が図られているが、積極的な保存・活用のための取組が十分でないものも少なくない。地域資源を継承し、市民が活用していくために、地域資源の情報を集約し、より積極的に博物館活動の中に取り込んでいく必要がある。

## 2 基本的な考え方と目指す姿

### －小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－

本市が将来的に目指す博物館活動の姿は、1、郷土文化館の後継施設の必要性、2、既存施設の役割の見直しと連携、3、博物館資料及び地域資源の保存と活用など、前章に示した背景を踏まえたものとなる必要がある。

さらに、郷土文化館の設立が市民の強い要望によるものであり、市民の思いが博物館活動推進の根底にあることを踏まえ、本市が目指す博物館活動の姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とする。

この姿を実現するため、次に挙げる4つの視点を設け、新しい博物館の整備だけにとどまらず、既存施設や関係する施設などの諸活動を含めて、博物館資料と地域資源からなる「小田原の宝」を生かした活動を展開していくことを目指す。

## **(1) 小田原の歴史をたどる**

小田原は、大化の改新以前には現在の神奈川県西部に存在したとされる師長国、律令制以降は相模国足下郡（足柄下郡）、中世中期以降はこれに同上郡を加えた西郡、近世以後は再び足柄下郡に属していた。この間、中世後期には戦国大名小田原北条氏の領国の中心、近世には小田原藩領の本拠地、明治初年には足柄県の県庁所在地となり、以後は現在まで神奈川県西部の中核的都市として存在している。

こうした歴史的な経過もあることから、神奈川県県西地域は、現在も相互に密接な関わりを持ち、ひとつの生活圏ととらえられている。小田原という地域を理解するため、小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象とし、さらに小田原の日本史上に占める位置付けを踏まえ、日本はもとより世界を含む広い視野に立った博物館活動を展開することを目指す。

郷土文化館の発展的な継承という観点からも、上記の地域の歴史・文化について総合的にたどることのできる仕組みを整えていく。

## **(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える**

博物館の諸活動の基盤となる博物館資料及び地域資源は、地域の文化を示す貴重な資産であり、適切に保存し未来に引き継ぐべきものである。しかし、これら「小田原の宝」は保存のための取組をしなければ、やがて失われていってしまう。

そこで、現在のみならず未来の人々が「小田原の宝」を活用できるよう、博物館資料や地域資源の内容や価値を明らかにして、その重要性を訴え、適切に保存されていく環境を整えていくことに努める。

## **(3) 市民とともに活動する**

本市では、「小田原の宝」を用いた市民の郷土学習が活発に行わられてきた。博物館は生涯学習施設として、利用者に学習機会を提供するだけでなく、市民とともに活動し、時代の要請に応えて成長する必要がある。そのためには、市民にとって施設・活動の両面で利用しやすい博物館とならなければならない。

市民が主体的に博物館活動に参画できるよう、学習のきっかけづくりから、学習成果の活用に至るまでの仕組みを整え、市民とともに博物館活動を推進する。

## **(4) まちをまるごと博物館にする**

既存施設や「小田原の宝」をより効果的に活用していくためには、博物館活動を施設の中だけではなく、まちじゅうを博物館の活動の場としてとらえた取組が求められる。

こうした取組を推進するためには、既存施設や市民団体などと協力し、「小田原の宝」の情報が誰にでも利用できる環境を整備し、市民が小田原を知るきっかけをつくる必要がある。

「小田原の宝」の情報を基に、市民が直接地域資源に触れて行うより深い学びを通じ、生活の中の様々な事柄の意味が市民に改めて認識される。市民による小田原の再発見が行われることにより、「小田原の宝」を保護・保存する意識も育つ。

また、博物館資料や地域資源についての学びを生かした市民による情報発信は、他の市民の学習の助けとなるとともに、これまで博物館活動に参加してこなかった市民が新たに参加するきっかけともなる。

こうした市民団体や既存施設などの取組に加え、新しい博物館が整備され、その中核としての役割を果たすことにより、まちをまるごと博物館にする活動が大きく推進される。

さらに、本市には小田原城跡をはじめとする、観光資源ともなり得る地域資源があることから、まちをまるごと博物館にする活動により本市の文化観光が推進され、来訪者の満足度も高まることが期待できる。

### 3 新しい博物館の方向性

前章で述べた本市の博物館活動の目指す姿に向けた取組を推進するために、郷土文化館を発展的に継承した新しい博物館の整備が必要である。

その整備にあたり、新しい博物館に求められる方向性を次に掲げる。

#### (1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館

小田原は全国的にも歴史都市として知られており、歴史的・自然的背景のもとに営まれた多様な産業や民俗文化財も継承されている。

新しい博物館は、地域の歴史・文化を理解し、共有し、継承するために、単に歴史上の大きな事件の羅列といったものではなく、この地に生きた人々の日々の暮らし、社会や文化、小田原の歴史的・自然的背景を多角的に明らかにすることを目指す。

この実現のため、主に歴史・考古・民俗資料を扱いつつ、必要に応じて美術資料や自然科学資料も扱う、歴史総合博物館とする。

#### (2) 誰でも使いやすい博物館

新しい博物館は、年齢・性別・国籍・言語・文化の差異や、障がいの有無を考慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰にでも利用しやすく、楽し

める施設となることを目指す。

また、利用者の求めに応じて博物館資料や地域資源の紹介ができる体制を整え、利用者の博物館活動への参加を促す。

### **(3) 市民と育てる博物館**

博物館活動の発展のために、博物館の専門的職員である学芸員が、活動の基盤となる調査・研究活動を充実させる必要があるのは言うまでもない。一方、本市には博物館資料や地域資源の学習成果を社会に生かす活動を行っている市民団体などが存在する。

新しい博物館は、調査・研究活動を博物館が独自に行うだけでなく、市民の研究成果を蓄積するとともに、市民と博物館が協働で調査・研究活動を行うなど、市民に開かれた場となることを目指す。また、常に博物館活動に市民の声を反映し見直しを行っていく。

### **(4) 学校教育と連携した博物館**

豊富な博物館資料を活用し、実物を用いた教育活動を担うことができるのが博物館の特色である。

新しい博物館は、子どもたちが地域を知る手助けをしていくためにも、学校教育と連携し、その需要の掘り起こしに努めるとともに、授業に活用できる展示や、体験学習の充実を図る。また、博物館から学校に出向いて行う講座などの活動を充実させる。

### **(5) 災害に強い安全な博物館**

小田原は周期的な大地震が想定されている地域である。

新しい博物館は、不特定多数の人が集まる施設であるため、災害や防犯に対して十分に考慮したものとする。

また、新しい博物館は、地域の貴重な資料を守り、未来に伝えていく施設として、博物館資料を保全する体制を十分に整える。さらに、有事の際に文化財などの救援の拠点となることも検討する。

### **(6) 情報を集約し発信する博物館**

新しい博物館は、小田原の歴史・文化に関する情報について、収蔵される博物館資料だけではなく、既存施設で収蔵する博物館資料の情報や地域資源の情報を広く収集し、一元管理することを目指す。

また、博物館資料のデジタル化を推進し、管理する情報を利用者が活用しやすい環境を整え、併せて収集した地域資源の情報の活用が図られるよう、積極的に情報を発信する。

## (7) 連携の中核となる博物館

新しい博物館は、既存施設間の連携体制の要となり、本市の既存施設の中核としての役割を担う。

また、活動面はもとより、既存施設の抱える課題などを補う役割を果たす。

さらに、市民が地域資源を学ぶ場となるとともに、まちをまるごと博物館とした取組を推進するため、地域資源への回遊を促す拠点となることを目指す。

なお、公文書、美術資料など、新しい博物館において主として扱う分野と異なる資料については、既存施設などと連携し、その保存の場や活用の方法について検討する必要がある。

## 4 新しい博物館の活動

### (1) 学びを支える・分かち合う 一教育・普及一

博物館は生涯学習施設として、様々な資料を用い、利用者の学びを支援する必要がある。そのため、利用者の意向に応え、誰もが博物館を活用できるよう、体験学習や講座などの教育・普及事業の充実を図ることが求められる。特に子どもたちに対しては、多用な形で学びを支援し、興味を掘り起こすよう働きかける必要がある。

新しい博物館は、博物館を積極的に利用することのなかった人々の興味関心を掘り起し、博物館の利用につなげる活動に取組むとともに、学校教育とも連携できるように環境整備に努め、学校や教職員に対する情報提供を行う。

また、博物館に蓄積された歴史・文化に関する情報や現在まで守られてきた地域資源を未来にも継承していくため、「小田原の宝」を保存・活用することの重要性について積極的に発信する。

### (2) みせる・知らせる 一展示・情報発信一

新しい博物館は、小田原を中心とした歴史・文化について、子どもから大人まで誰にとってもわかりやすい展示を行うことに努める。展示では歴史・考古・民俗の資料を中心に用いつつも、美術資料や自然科学資料など、関連諸学の成果も用い、平板に陥らないことを目指す。

また、小田原の歴史・文化をたどる常設展のほか、個別にテーマを設けた特別展や企画展などを実施する。特別展や企画展の開催にあたっては、魅力ある展示とするためにも、国宝・重要文化財などの展示を視野に入れる。これらの展示には、最新の調査・研究の成果を反映させ、常設展については定期的な見直しを行うよう努める。

### **(3) 調べる・明らかにする 一調査・研究一**

新しい博物館は、博物館活動の基礎となる調査・研究活動を充実させ、様々な資料や地域資源の学術的・文化的価値を明らかにするとともに、博物館学的研究も行う。

また、市民と協働した調査・研究活動や、市民が行った調査・研究成果を蓄積し、教育・普及活動や、展示に生かすよう努める。

### **(4) 集める・守り伝える 一収集・保存一**

新しい博物館は、小田原を中心として広く関連する地域の歴史・文化を示す資料を積極的に収集し、将来にわたって活用できるようにするために、適正な保存環境を整えるとともに、災害などに対する備えに努める。

また、地域資源に関する情報を収集し、市民による地域資源の現地での保存に協力するとともに、誰でも容易に利用できるよう整理に努める。

## **5 新しい博物館の施設設備・立地**

### **(1) 望ましい施設設備**

新しい博物館は、博物館として不可欠な常設展示室や特別展示室、収蔵庫などのほか、市民活動を支え、市民とともに活動する場となるためにも、講堂や体験学習室、会議室、図書室などが必要である。中核としての役割を果たし、回遊の拠点となるためには、地域資源と利用者をつなぐ情報コーナーなども必要である。そのほかミュージアムショップ、休憩スペースなどの設置を検討する。

また、これらの施設設備は、誰にとっても利用しやすいものを目指し、定期的に利用者のニーズや技術革新を反映させ、見直しに努める。

こうした活動を担保するために、『博物館法』の定める「登録博物館」としたうえで、『文化財保護法』の規定に基づく「公開承認施設」の要件を満たし、国宝・重要文化財の展示が可能になることを目指す。収蔵庫については、将来の需要を考慮して十分な広さを確保し、適正な温湿度の管理がされている環境を整える。

なお、建物の外観については、立地する地域の周辺環境に配慮した意匠とする。ただし、外観を重視するあまり機能性が損なわれるようなことがないよう配慮する。

さらに、利用者にとって来館しやすく、学校教育との連携を推進するためにも、バスが駐車できる十分な広さをもった駐車場の確保に努める。

## (2) 望ましい立地

新しい博物館の立地は、施設が備える機能を前提に必要な規模が求められるが、誰もが利用しやすい環境であるという点が重要である。立地の選定にあたっては、新しい博物館の方向性や活動、利用者・周辺施設や環境への配慮、将来の増改築や活動を見越した余地、地震・津波などの災害への備えを考慮する。とりわけ、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促すためにも、地域的にかたよらず、交通の利便性を十分に考慮する必要がある。

こうしたことから、新しい博物館の主要テーマとも深く関わり、既存施設を含めた様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうるが、今後、本市の現状に則して検討を進める。

## 6 新しい博物館の運営

### (1) 管理運営の基本方針

新しい博物館では、日常的な博物館資料の管理や施設設備のメンテナンス、定期的な施設および資料の燻蒸などのため、必要な休館日を設定する。

また、誰でも利用しやすい博物館とするため、入館料については『博物館法』の趣旨に則り、原則的には徴収しない、あるいは可能な限り低廉な額に設定することを前提に検討を進める。

### (2) 運営主体

博物館の運営は、博物館資料の管理や調査・研究を含め、長期的な視点に立った継続的な活動が求められる。また、市民とともに活動し、積極的に活用される博物館を目指すためにも継続性の確保に努めなければならない。そのため、新しい博物館は、こうした活動を最も効果的に推進しうる運営主体を選定する。

## 7 新しい博物館の組織

### (1) 職員の体制

新しい博物館は、本市の博物館機能の中核を担う施設であることから、『博物館法』の「登録博物館」の条件と『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』に沿うものとする。

新しい博物館の方向性と活動を実現するために、専門性を有する十分な数の学芸員の任用に努める。特に、博物館を市民の学習拠点とし、市民との連携や協働で活動を進めるために、各種関連事業を企画し、市民の学習活動を支援する教育・普及を担当する学芸員の配置に留意する。

## (2) 博物館協議会の設置

新しい博物館では、外部より運営に関する客観的な意見を得る場を定期的に設ける。郷土文化館に設置されている小田原市郷土文化館協議会を継承する形で、博物館協議会を設置し、博物館の運営などについて協議・審議するとともに、有効な助言などを得る体制を整える。

## 参考資料

『小田原市博物館基本構想（答申）』	1
1 小田原市博物館基本構想（答申）本文	1
2 小田原市博物館構想策定委員会規則	13
3 小田原市博物館構想策定委員会委員名簿	14
4 小田原市博物館構想策定委員会の検討経過	15
5 博物館法	16
6 博物館の設置及び運営上の望ましい基準	25
7 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開 に係る博物館その他の施設の承認に関する規程	28

# 小田原市博物館基本構想 (答申)

平成 28 年 7 月 21 日

小田原市博物館構想策定委員会



## はじめに

小田原市（以下「本市」という。）は、相模灘・箱根連山・酒匂川など豊かな自然環境に恵まれている。また、小田原城跡・石垣山・江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）の3つの国指定史跡や二宮尊徳生家などの県指定建造物をはじめ、羽根尾貝塚・中里遺跡・千代寺院跡など全国的にも重要な遺跡などを有している。これに加え、国指定重要無形民俗文化財の相模人形芝居下中座に代表される伝統芸能や祭事、多様ななりわいなどにも恵まれており、これらは本市の大きな特色となっている。本市ではこうした地域の特性を生かした本格的な博物館の整備が市民から望まれてきた。

一方、地域の歴史・文化を、次代を担う子どもたちに伝えていくことの重要性などから、学校教育と社会教育の連携も社会的に強く求められ、生涯学習施設としての博物館に対する需要は、とみに高まっている。

本市では、平成3年度に小田原市博物館基本構想策定委員会を設置し、平成6年3月に提言書の提出を受けたが、新しい博物館の整備には至らなかった。

その後、平成23年度から34年度までを計画期間とする総合計画『おだわらTRY プラン』において、未来への投資（先導的施策）として「文化力を高める」ことが掲げられた。

また、平成24年3月に本市の文化振興の方向性を示す指針として策定された『小田原市文化振興ビジョン』において、博物館施設は「文化が蓄積され、利活用していくために欠かせない存在」として位置付けられた。

さらに、『おだわらTRY プラン』の第2次実施計画において「重要資料展示施設の検討」が位置付けられたことから、平成26年度に小田原市博物館構想策定委員会が設置され、教育委員会より小田原市博物館基本構想について諮問を受けた。

博物館構想策定委員会では上記の経緯を踏まえ、基本的には平成6年3月の提言書の内容を継承しつつ、博物館に収蔵される資料（以下「博物館資料」という。）だけでなく、史跡や歴史的建造物、祭事やなりわいなどの施設に収めることができないもの（以下「地域資源」という。）も対象とし、これら「小田原の宝」を活用していく視点を加えて検討を行った。そこで、「小田原の宝」をつなぎ、まちをまるごと博物館とする方向を考え、今後、整備される新しい博物館については、本市の博物館機能の中核を担う施設として位置付けた。また、博物館資料・地域資源の学術的・文化的価値を明らかにし、それらが将来にわたって活用され続けるために万全の保護・保存を進めるということにも留意して、本市に

ふさわしい博物館のあり方について「小田原市博物館基本構想」として取りまとめた。

## 1 博物館構想の背景

### (1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館

小田原市郷土文化館（以下「郷土文化館」という。）は、市民が研究のために自ら収集した資料を持ち寄るなど、市民の強い要望と活動によって昭和30年に設立され、本市の文化活動の拠点としての役割を果たすことが期待されてきた。しかし、設立当初から現在まで、用途の異なる目的で建設された既存建物の転用によって運営されており、施設の制約などから展示や教育・普及、収蔵機能などについて、必ずしも十分な機能を果たしてこなかった。

国指定史跡内にある現在の建物は昭和20年の建築で老朽化が進み、また昭和57年4月に策定された『史跡小田原城跡整備の理念と方針』及びこれに基づく『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』により、史跡小田原城跡整備において現在地から移転すべき施設とされている。

これらのことから、郷土文化館の機能を発展的に継承した新しい博物館を整備し、郷土文化館の移転問題の解消を図るとともに、その設立当初からあった市民の期待に応えていく必要がある。

### (2) 既存施設間の機能分担と連携

本市には郷土文化館のほかにも、小田原市郷土文化館分館松永記念館、小田原市尊徳記念館、小田原城天守閣、小田原文学館などの博物館的な機能を持った施設（以下「既存施設」という。）が複数存在している。

郷土文化館の発展的継承に伴い、これらの既存施設についても、本市の博物館活動全体を振興するための視点でその役割や活動を見直す必要がある。併せて、所蔵する博物館資料の利用や情報の交換、職員の協力体制の構築など相互の連携を推進するとともに、所蔵する博物館資料や施設の特色を生かした分担を図り、その機能を高め、博物館資料を適切に保存・活用するべきである。

また、展示機能を持たないが、市史編さん資料や出土品、公文書など、小田原にとって重要な歴史的な資料を管理する、小田原市立図書館、文化財課所管の収蔵庫、小田原市役所本庁舎内集中書庫など関係する施設があり、新しい博物館は、これらの施設の所蔵する資料についても活用できるよう連携を考慮する必要がある。

### （3）活用を待つ豊かな地域資源

本市には、地域資源が豊富に存在し、その多くは小田原城址公園周辺に集中している。史跡などの一部は整備され、現地での保存・活用が図られているが、積極的な保存・活用のための取組が十分でないものも少なくない。これらの地域資源を継承し、市民が活用していくために、地域資源の情報を集約し、より積極的に博物館活動の中に取り込んでいく必要がある。

## 2 基本的な考え方と目指す姿

### －小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－

新しい博物館を整備するとともに既存施設の連携を推進し、博物館資料や地域資源を保存し、活用していくために、本市が将来的に目指す博物館活動の姿は、前章で示した背景を踏まえる必要がある。そこでは、1、郷土文化館の後継施設の必要性、2、既存施設の役割の見直しと連携、3、博物館資料及び地域資源の保存と活用が課題となっている。また、郷土文化館の設立が市民の強い要望によるものであり、市民の思いが博物館活動推進の根底にあることを踏まえ、本市の博物館活動の目指す姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とする。

本市の博物館活動の目指す姿を実現するため、次に挙げる4つの視点を踏まえ、新しい博物館の整備だけにとどまらず、既存施設や関係する施設などの諸活動を含めて、「小田原の宝」を生かした活動を展開していく必要がある。

#### （1）小田原の歴史をたどる

小田原は、大化の改新以前には現在の神奈川県西部に存在したとされる師長国、律令制以降は相模国足下郡（足柄下郡）、中世中期以降はこれに同上郡を加えた西郡、近世以後は再び足柄下郡に属していた。この間、中世後期には戦国大名小田原北条氏の領国の中心、近世には小田原藩領の本拠地、明治初年には足柄県の県庁所在地となり、以後は現在まで神奈川県西部の中核的都市として存在している。

こうした歴史的な経過を踏まえると、現在の神奈川県県西地域は相互に密接な関わりを持っており、ひとつの生活圏ととらえられている。そのため、小田原という地域を理解するためには、小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象とする必要がある。さらに小田原の日本史上に占める位置付けを踏まえ、日本はもとより世界を含む広い視野に立った博物館活動を展開する必要がある。

郷土文化館の発展的な継承という観点からも、上記の地域の歴史・文化について

て総合的にたどることのできる仕組みが必要である。

## （2）「小田原の宝」を守り未来に伝える

博物館の諸活動の基盤となる博物館資料及び地域資源は、地域の文化を示す貴重な資産であり、適切に保存し未来に引き継ぐべきものである。しかし、これら「小田原の宝」は保存のための取組をしなければ、やがて失われていってしまう。

博物館は現在のみならず未来の人々が博物館資料を活用できるよう努めなければならない。まず、博物館が収集して整理し、調査・研究して博物館資料として位置付けたものや地域資源に関する情報を、誰もがいつでも活用できるようにしていくことが必要である。また、博物館資料を含む地域資源の内容や価値を明らかにし、その重要性を訴え、それらが適切に保存されていく環境を整えていくことも必要である。

## （3）市民とともに活動する

本市では「小田原の宝」を用いた市民の郷土学習が活発に行わってきた。博物館は生涯学習施設として、利用者に学習機会を提供するだけでなく、市民とともに活動し時代の要請に応えて成長する必要がある。そのためには、市民にとって施設・活動の両面で利用しやすい博物館となるべきである。併せて、博物館は市民が主体的に博物館活動に参画できるよう、学習のきっかけづくりから、学習成果の活用に至るまでの仕組みづくりを行い、市民とともに活動していく必要がある。

## （4）まちをまるごと博物館にする

既存施設や「小田原の宝」をより効果的に活用していくためには、博物館活動を施設の中だけではなく、まちをまるごと博物館の活動の場としてとらえていく必要がある。こうした活動はそもそも博物館活動に含まれているものであるが、豊富な地域資源を有する本市においては、特に重点的な取組が求められる。

そのためにはまず、新しい博物館をその中核とし、既存施設や市民団体などが相互に協力し、「小田原の宝」の情報を誰もが利用できるようにすることで、市民が小田原を知るきっかけをつくる必要がある。こうした情報を、市民が直接地域資源に触れる、より深い学びにつなげることで、生活の中の様々な事柄の意味が改めて認識されることにつながる。このようにして市民による小田原の再発見が行われ、「小田原の宝」を保護・保存する意識も育つ。

また、市民による博物館資料や地域資源についての学びを生かした情報発信は、他の市民の学習の助けとなるとともに、これまで博物館活動に参加してこな

かった市民が新たに参加するきっかけともなる。

こうした取組を市民団体や様々な施設が行う活動を通じて実現していくとともに、新しい博物館が整備され中核としての役割を果たすことで、まちをまるごと博物館にする活動が大きく推進される。

さらに、本市には小田原城跡をはじめとする、観光資源ともなり得る様々な地域資源がある。市民が自ら地域資源について語ることや、市民の学習支援のために整備された環境によって本市の文化観光が推進され、来訪者の満足度も高まることが期待できる。

### 3 新しい博物館の方向性

前章で述べた本市の博物館活動の目指す姿に向けた取組を推進するためには、既存施設の活動を見直し、連携・役割分担を進めるとともに、博物館資料の取扱いを含めたそれぞれの課題の解決を図っていく必要がある。そのためにも、まちをまるごと博物館ととらえた取組を進める中核を担う施設として、郷土文化館を発展的に継承した新しい博物館が必要である。その整備にあたり、新しい博物館に求められる方向性を次に掲げる。

#### (1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館

小田原は全国的にも歴史都市として知られており、歴史的・自然的背景のもとに営まれた多様な産業や民俗文化財も継承されている。新しい博物館は、小田原を中心とした地域の歴史・文化を理解し、共有し、継承するために、単に歴史上の大きな事件の羅列といったものではなく、この地に生きた人々の日々の暮らし、社会や文化、小田原の歴史的・自然的背景を多角的に明らかにすることを目指す。このために、主に歴史・考古・民俗資料を扱いつつ、必要に応じて美術資料や自然科学資料も扱う、歴史総合博物館とする。

#### (2) 誰でも使いやすい博物館

新しい博物館の諸活動・施設は、年齢・性別・国籍・言語・文化の差異や、障がいの有無を考慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰に利用しやすく、楽しめるような施設であることが望まれる。また、利用者の求めに応じて十分に博物館資料や地域資源の紹介ができる体制も必要である。こうした環境を整えることで、博物館の利用者が増え、利用者が博物館活動に参加していくことが期待される。

#### (3) 市民と育てる博物館

博物館活動の発展のためには、博物館の専門的職員である学芸員により、活動

の基盤となる調査・研究活動を充実させる必要があるのは言うまでもないが、本市には博物館資料や地域資源を用いて学習を行うだけでなく、その成果を社会に生かす活動を行っている市民団体なども存在する。

新しい博物館は、調査・研究活動を博物館が独自に行うだけでなく、市民の研究成果を蓄積するとともに、市民と博物館が協働で調査・研究活動を行うことで、博物館の活動に広がりを生みだす。また、市民と博物館が協働して様々な取組を行えるよう、開かれた場である必要がある。

さらに、市民とともに博物館活動を推進していくために、常に市民の声を反映させ、特に子どもがより利用しやすいように活動を見直していく必要がある。

#### **(4) 学校教育と連携した博物館**

豊富な博物館資料を活用し、実物を用いた教育活動を担うことができるのが博物館の特色である。子どもたちが地域を知る手助けをしていくためにも、新しい博物館は、学校教育と連携し、その需要の掘り起こしに努めるとともに、授業に活用できる展示や、体験学習の充実を図る必要がある。併せて、博物館から学校に出向いて行う講座などの活動を充実していく必要がある。

#### **(5) 災害に強い安全な博物館**

小田原は周期的な大地震が想定されている地域であり、博物館は不特定多数の人が集まる施設である。そのため、災害や防犯対策について十分に考慮されなければならない。また、博物館は地域の貴重な資料を守り、未来に伝えていく施設であることから、博物館資料を保全する体制を十分に整えることも重要であり、有事の際には文化財などの救援の拠点となることも求められる。

#### **(6) 情報を集約し発信する博物館**

小田原の歴史・文化に関する情報について、新しい博物館に収蔵される博物館資料だけではなく、既存施設で収蔵する博物館資料の情報や地域資源の情報を広く収集し、一元管理していく必要がある。また、博物館資料のデジタル化を推進し、管理する情報を利用者が活用しやすい環境を整えていくことが必要である。併せて収集した情報の活用が図られるよう、積極的な情報発信をしていく必要がある。

#### **(7) 連携の中核となる博物館**

新しい博物館は、既存施設間の連携体制の要となり、本市の既存施設の中核としての役割を担っていかなければならない。また、活動面はもとより、既存施設の抱える課題などを補う役割が期待される。

さらに、新しい博物館は市民が地域資源を学ぶ場となるとともに、市外から訪

れる人に地域資源への回遊を促す拠点となる必要がある。

なお、公文書、美術資料など、新しい博物館において主として扱う分野と異なる資料については、今後既存施設などと連携し、その保存の場や活用の方法について検討する必要がある。

#### 4 新しい博物館の活動

##### (1) 学びを支える・分かち合う 一教育・普及一

博物館は生涯学習施設として、様々な資料を用い、利用者の学びを支援する必要がある。そのため、利用者の意向に応え、誰もが博物館を活用できるよう、体験学習や講座などの教育・普及事業の充実を図ることが求められる。

特に子どもたちに対しては、多用な形で学びを支援し、興味を掘り起こすよう働きかけることが必要である。また、学校での教育とも連携できるよう環境整備を行うとともに、学校や教員に対し情報の提供を行う必要がある。

さらに、博物館を積極的に利用することのなかった人々の興味関心を掘り起し、利用につなげる活動をすることも必要である。

そして、今まで守られてきた地域資源を未来にも継承していくため、地域資源を保存・活用することの重要性を伝えていかなければならない。

##### (2) みせる・知らせる 一展示・情報発信一

小田原を中心とした歴史・文化について、子どもから大人まで誰にとってもわかりやすい展示を行うことが求められる。展示では歴史・考古・民俗の資料を中心に用いつつも、美術資料や自然科学資料など、関連諸学の成果も用い、平板に陥らないものとするべきである。

また、小田原の歴史・文化をたどる常設展のほか、個別にテーマを設けた特別展や企画展などを実施することも必要である。特別展や企画展の開催にあたっては、魅力ある展示とするために、国宝・重要文化財などの展示も視野に入れるべきである。

これらの展示には、最新の調査・研究の成果を反映させ、常設展については定期的な見直しを行う必要がある。

併せて、博物館に蓄積された歴史・文化に関する情報や「小田原の宝」を保存・活用することの重要性について積極的に発信していく必要がある。

##### (3) 調べる・明らかにする 一調査・研究一

博物館は博物館活動の基礎となる、調査・研究活動を充実させ、様々な資料や地域資源の学術的・文化的価値を明らかにするとともに、博物館学的研究も行う

必要がある。また、市民と協働した調査・研究活動や、市民が行った調査・研究成果を蓄積し、教育・普及活動や、展示に生かすことも必要である。

#### (4) 集める・守り伝える 一収集・保存一

小田原を中心として広く関連する地域の歴史・文化を示す博物館資料を積極的に収集し、その保存に努める必要がある。博物館資料については、収集した資料や情報を将来にわたって活用できるようにするために、適正な保存環境を整えるとともに、災害などに対する備えを十分に行う必要がある。

また、地域資源に関する情報を収集し、市民による地域資源の現地での保存に協力するとともに、誰でも容易に利用できるよう、整理することが必要である。

### 5 新しい博物館の施設設備・立地

#### (1) 望ましい施設設備

新しい博物館は、博物館として不可欠な常設展示室や特別展示室、収蔵庫などのほか、市民活動を支え、市民とともに活動する場となるためにも、講堂や体験学習室、会議室、図書室などが必要である。中核としての役割を果たし、回遊の拠点となるためには、地域資源と利用者をつなぐ情報コーナーなども設ける必要がある。そのほかミュージアムショップ、休憩スペースなども備えるべきである。これらの施設設備は、誰にとっても利用しやすいものでなければならない。

また、施設設備については、定期的に利用者のニーズや技術革新を反映させた見直しが必要である。

展示などの面で新しい博物館に求められる活動を担保するためには、博物館法の定める登録博物館としたうえで、文化財保護法の規定に基づく公開承認施設の要件を満たし、国宝・重要文化財も展示できるようにする必要がある。収蔵庫については、将来の需要を考慮して十分な広さを確保し、適正な温湿度の管理がされている環境が必要である。

なお、建物の外観については、立地する地域の周辺環境に配慮した意匠とすべきである。ただし、外観を重視するあまり機能性が損なわれるようなことがあってはならない。

さらに、利用者にとって来館しやすく、学校教育との連携を推進するためにも、バスが駐車できる十分な広さをもった駐車場が必要である。

#### (2) 望ましい立地

新しい博物館の立地は、施設が備える機能を前提に必要な規模が求められるが、誰もが利用しやすい環境であるという点が重要である。

立地の選定にあたっては、新しい博物館の方向性や活動、利用者・周辺施設や環境への配慮、将来の増改築や活動を見越した余地、地震・津波などの災害への備えを考慮する必要がある。

とりわけ、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促すためにも、地域的にかたよらず、交通の利便性を十分に考慮すべきである。こうしたことから、新しい博物館の主要テーマとも深く関わり、既存施設を含めた様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうる。

## 6 新しい博物館の運営

### (1) 管理運営の基本方針

博物館の運営においては、日常的な博物館資料の管理や施設設備のメンテナンス、定期的な施設および資料の燻蒸などのため、必要な休館日を設定する。

誰でも利用しやすい博物館とするため、入館料については原則的には徴収しない、あるいは可能な限り低廉な額に設定されるべきである。

### (2) 運営主体

博物館の運営においては、博物館資料の管理や調査・研究を含め、長期的な視点に立った継続的な活動が求められる。また、市民とともに活動し、積極的に活用される博物館を目指すためにも継続性の確保が重要である。

したがって、指定管理者制度の導入によって、参入業者が短期間にたびたび変更されることを望ましくない。そのため、館の運営は本市の直営とすべきである。

## 7 新しい博物館の組織

### (1) 職員の体制

新しい博物館は、本市の博物館機能の中核を担う施設であることから、その組織も登録博物館の条件と博物館の設置及び運営上の望ましい基準に沿うべきである。また、職員は既存施設間の連携を推進するための職務を行うことも求められる。

新しい博物館の方向性と活動を実現するためには、十分な数の専門性を有する学芸員を任用する必要がある。特に博物館を市民の学習拠点とし、市民との連携や協働で活動を進めるためには、各種関連事業を企画し、市民の学習活動を支援する教育・普及を担当する学芸員の配置に留意するべきである。

### (2) 博物館協議会の設置

利用しやすい施設であるために、外部より運営に関する客観的な意見を得る

場を定期的に設けることが必要である。

博物館の整備にあたっては、郷土文化館に設置されている「小田原市郷土文化館協議会」を継承する形で、博物館協議会を設置し、博物館の運営などについて協議・審議するとともに、これに関し有効な助言などを得る体制を整えることが求められる。

## おわりに

本答申では「小田原市博物館基本構想」として、新しい博物館の整備を中心に、そのあり方を述べてきた。

今後、新しい博物館の整備を見据え、既存施設では博物館資料の収集活動や、調査・研究などの充実を図り、博物館資料の保存・活用を図ることが必要となる。

そして、本構想が本市の教育、文化行政はもとより、まちづくりなど、様々な場で生かされることを希望する。先人から受け継がれ、現在も生み出されている多様な博物館資料・地域資源が、まちをまるごと博物館として機能させることで、守り伝えられ、将来にわたり市民に有効活用されることが望まれる。

新しい博物館が整備されるまでの間は、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促す取組などを先行して行い、まちをまるごと博物館ととらえた取組を推進していく必要がある。

今後、市民との協働や既存施設間の連携を進め、より効果的な活動を進める一方で、こうした活動の拠点となるべき新しい博物館の整備については、一日も早く実現されるべきである。このためには、早い段階で専任職員を配置した博物館準備室などを設けるといった具体化に向けての早急な対応を求めたい。

## 2 小田原市博物館構想策定委員会規則

平成26年3月31日小田原市教育委員会規則第3号

### (趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市博物館構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

### (委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

### (関係者の出席)

第7条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求める、その意見又は説明を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 小田原市博物館構想策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 業 等	区 分	専 門 分 野	備 考
委 員 長	矢島 國雄	明治大学教授	学識経験者	博物館学	
副委員長	相澤 正彦	成城大学教授	"	美術史学(絵画)	
委 員	石原 一則	学習院大学非常勤講師	"	アーカイブズ学	任期: 28年 3月8日まで
"	井 上 弘	熱海市立第一小学校長	"	歴史学(現代史)	
"	吉良 芳恵	日本女子大学教授	"	歴史学(近代史)	
"	田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	"	考古学	
"	鳥居 和郎	県立歴史博物館学芸員	"	歴史学(中世史)	
"	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院 特任教授	"	民俗学	

※ 五十音順

※ 職業等は任命時

任期: 平成26年8月1日~28年7月31日

#### 4 小田原市博物館構想策定委員会の検討経過

年 度	概 要
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回 8月20日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付、正副委員長の選任。</li> <li>・検討の内容と今後の日程について確認。</li> </ul> </li> <li>● 第2回 11月24日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を所蔵する各施設の現状等について確認。</li> <li>・本市にふさわしい博物館のあり方について検討。</li> </ul> </li> <li>● 第3回 3月18日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会からの諮詢書の受領。</li> <li>・資料を所蔵する各施設の現状と今後の考え方等について確認。</li> <li>・小田原市博物館基本構想の全体構成について検討。</li> </ul> </li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4回 6月1日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想の内、博物館整備の背景と目的、博物館の性格等について検討。</li> </ul> </li> <li>● 第5回 9月3日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想の内、博物館の機能・活動、施設・立地等について検討。</li> </ul> </li> <li>● 第6回 12月6日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想答申提出までの日程について確認。</li> <li>・小田原市博物館基本構想の内、基本的な考え方と目指す姿、新しい博物館の方向性等について検討。</li> </ul> </li> <li>● 第7回 1月26日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想文案の前半部分について検討。</li> </ul> </li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第8回 4月25日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想文案の後半部分について検討。</li> </ul> </li> <li>● 第9回 6月12日           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市博物館基本構想文案の全体について確認。</li> </ul> </li> </ul>

## 5 博物館法

発 令：昭和26年12月1日法律第285号  
最終改正：平成26年6月4日法律第51号

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

#### (博物館の事業)

- 第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。
- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
  - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
  - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
  - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
  - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
  - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
  - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
  - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
  - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに當つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

#### (館長、学芸員その他の職員)

- 第四条 博物館に、館長を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
  - 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
  - 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
  - 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
  - 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

#### (学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得したもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目的単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

#### (学芸員補の資格)

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

#### (学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

#### (設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

#### (運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらとの連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第二章 登録

#### (登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

#### (登録の申請)

第十一條 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
  - 二 名称
  - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
  - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

#### (登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に

係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録とともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

#### (登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

#### (登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

#### (博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

#### (規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

### 第三章 公立博物館

#### (設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

#### (所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

#### (博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

#### (入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

#### (博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備

に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還せなければならぬ。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雜則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

附 則〔昭和二七年八月一四日法律第三〇五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則〔昭和二八年八月一五日法律第二一三号〕

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。〔後略〕

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手

続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

- 3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則〔昭和三〇年七月二二日法律第八一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第五条の規定にかかるらず、学芸員となる資格を有するものとする。  
3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五条の規定にかかるらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。  
4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附 則〔昭和三一年六月三〇日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三四年四月三〇日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年六月一日法律第九六号抄〕

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

- 5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔昭和六一年一二月四日法律第九三号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

- 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成三年四月二日法律第二三号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三年四月二日法律第二五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則〔平成五年一一月一二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後

のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日

二　〔略〕

附　則〔平成一一年一二月二二日法律第二二〇号抄〕

(施行期日)

第一条　この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附　則〔平成一三年七月一一日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕　附則第五条から第十六条までの規定　平成十四年四月一日

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年　六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律=平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附　則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附　則〔平成二〇年六月一一日法律第五九号抄〕

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附　則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　〔前略〕　第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定　平成二十四年四月一日

三～六　〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月四日法律第五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 6 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

発 令：平成23年12月20日文部科学省告示第165号

### (趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

### (博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

### (基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

### (運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

### (資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力をすること。

三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般的の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盜難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 7 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

発 令：平成8年8月2日文化庁告示第9号  
最終改正：平成8年8月30日文化庁告示第12号

### (趣旨)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

### (承認)

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るために、公開承認施設として適當と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

### (承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔離（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前五年間に、法第五十三条第一項に基づく重要文化財の公開を適切に三回以上行った実績があること。

### (承認の申請)

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前三年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前三年間の事業の実施状況

七 申請前五年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

- 第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。
- 2 公開承認施設の設置者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から二週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

- 第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

- 第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
- 一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

前文〔抄〕〔平成八年八月三〇日文化庁告示第一二号〕

平成八年十月一日から施行する。